

リフォーム補助

令和8年度 宜野湾市商工会議所 企業立地支援事業（空き物件活用）

二次募集要項

令和8年10月20日

令和8年度 企業立地支援事業（空き物件活用）の募集にあたり、交付要綱及び実施計画書に基づき、本募集要項を定める。

1. 目的

本事業は、市内空き物件の有効活用を通じて企業立地を促進し、地域経済の活性化及び雇用創出を図ることを目的とする。

2. 補助対象事業所

補助対象となる事業所は、事務所機能として使用するものとする。ただし、当該事業所が小売、飲食店及びサービスの提供を行う機能を有する場合は、補助対象外とする。

3. 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業所に係る内装改修工事であって、事務所機能の確保又は向上を目的とするものとし、補助対象期間内に契約し、かつ支払を完了したものとする。（例：壁、床、天井の改修、間仕切り設置、電気配線工事等）

補助対象経費の支払方法は銀行振込に限るものとし、現金、手形、小切手その他これに類する方法による支払は対象外とする。

4. 補助対象者

(1) 市町村税等（国民健康保険税を含む。）を滞納していない者

(2) 下記のいずれかに該当する者

ア 市内の空き物件を活用して新たに事業所を新設する者

イ 市内の空き物件に事業所を追加で設置するもの（市内で既に事業所を有し、かつ既存事務所の営業を続ける場合に限る。）

ウ 市内に事業所を設置しており、事業所及び従業員数の規模拡大に伴い市内の別の場所に事業所を移転するもの

※ ただし、当該事業所がすでに設置済みである場合であっても、設置日から2年以内であるものについては、本制度の対象とする。起算日は募集締切日 **12月25日（金）**

- (3) 事業所の賃貸借契約期間が1年以上である者
- (4) 賃貸人と賃借人が次のいずれにも該当しないこと
 - ア 賃貸人と賃借人が同一である者
 - イ 賃貸人と賃借人の代表者又は実質的に経営を行っている者が2親等以内の親族である者若しくは生計を一にする親族である者
 - ウ 賃貸人と賃借人が、代表者を同一とする法人又は資本関係その他により実質的に同一の経営主体と認められる法人である者
 - エ 賃貸人と賃借人が雇用関係にある者
- (5) 原則として、令和9年2月28日までに工事を完了し、事業を開始していること。

なお、賃貸借契約の賃借人は申請者名義であることを原則とする。やむを得ず名義が異なる場合は、申請者が当該事業所を適法に使用し、かつ家賃を実質的に負担していることを証する書類を提出すること。

5. 補助対象外経費

- (1) 設計
 - ①設計費、調査費、見積費
- (2) 建築工事
 - ①新築・増築工事
 - ②耐震改修工事
 - ③駐車場、車庫、倉庫、門扉、塀、排水溝等の外装工事
 - ④屋根の修繕、ふき替え工事
 - ⑤雨樋の設置・修繕
 - ⑥植栽、造園等に関する工事
- (3) 設備等工事
 - ①テレビアンテナ等の移設・設置工事
 - ②電化製品、家具・什器等の購入・設置・更新
 - ③厨房機器の購入・設置・更新
 - ④電気、ガス等各種給湯器の購入・設置・更新
 - ⑤火災報知器等の防災工事、防犯カメラ等の設置・更新
 - ⑥太陽光等発電設備の設置
- (4) その他
 - ①店舗クリーニング
 - ②害虫駆除・防除
 - ③補助対象とならない工事に伴う解体工事及び廃材の処分
 - ④店舗併用住宅の住宅部分の工事

- ⑤その他、市長が適当でないと認める工事
 - ⑥音響機器等の単なる設置・取替え
- 上記の他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6. 補助率及び上限額

物件リフォーム費用の2分の1以内(上限額 100万円、千円未満切捨て)

7. 公募期間

令和8年10月20日(火)～令和8年12月25日(金)まで

8. 必要書類

■個人事業主の場合

① 補助金交付申請書及び付属資料

- ※ 特定創業支援等事業による支援を受けた者は以下の書類を提出
 - ・特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書
 - ・支援を受けた後に策定された創業計画書等
- ※ すでに事務所を設置している申請者は、拡大移転であることを証明する書類
 - ・事務所の広さがわかる資料：移転前後の賃貸借契約書等
 - ・従業員数の増加を示す資料：雇用契約書、労働条件通知書、賃金台帳等

② 賃貸借契約書(写し)

- ※ 賃貸借契約名義が申請者と異なる場合は、契約承継書、転貸契約書、使用承諾書その他申請者が当該事業所を適法に使用し、かつ家賃を実質的に負担していることを証する書類を提出すること。

③ 市町村税の完納証明書

④ 情報利用同意書

⑤ 許認可が必要な業種は証明書の写し

⑥ 改装前写真(外観・内観)及び位置図

⑦ 直近の確定申告書(写し)

- ※ 決算期を1度も迎えていない場合は開業届出書(写し)

⑧ 事務所リフォームに係る市内業者からの複数の見積書。ただし、特段の事情がある場合はその限りではない。

⑨ その他必要と認める書類

■法人事業者の場合

① 補助金交付申請書及び付属資料

※ 特定創業支援等事業による支援を受けた者は以下の書類を提出

- ・ 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書
- ・ 支援を受けた後に策定された創業計画書等

※ すでに事務所を設置している申請者は、拡大移転であることを証明する書類

事務所の広さがわかる資料：移転前後の賃貸借契約書等

従業員数の増加を示す資料：雇用契約書、労働条件通知書、賃金台帳等

② 賃貸借契約書（写し）

※ 賃貸借契約名義が申請者と異なる場合は、契約承継書、転貸契約書、使用承諾書その他申請者が当該事業所を適法に使用し、かつ家賃を実質的に負担していることを証する書類を提出すること。

③ 法人市民税の完納証明書

④ 情報利用同意書

⑤ 直近期の決算書（写し）

※決算期を1度も迎えていない場合は法人設立届出書（写し）

⑥ 履歴事項全部証明書

⑦ 許認可が必要な業種は証明書の写し

⑧ 改装前写真（外観・内観）及び位置図

⑨ 事務所リフォームに係る市内業者からの複数の見積書。ただし、特段の事情がある場合はその限りではない。

⑩ その他必要と認める書類

9. 非補助対象者

次のいずれかに該当する者は対象外とする。

- (1) 申請前に工事着手している者
- (2) 法令違反又は公序良俗に反するおそれのある者
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とする者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の対象となる営業に係るもの又はこれに類するもの
- (5) 宜野湾市暴力団排除条例(平成 23 年宜野湾市条例第 14 号)第 2 条 1 号に規定する暴力団又は同条 2 号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (6) 同一工事について国又は県等の補助金を受けている又は受ける予定の者
- (7) 過年度に本補助金（同一区分）の交付を受けている者

10. 交付決定

本会は申請受付、書類確認及び現地調査を行い、その結果を踏まえ市が交付決定する。

(1) 審査にあたって、採点評価における評価の視点・採点基準

① 自社の経営状況分析の妥当性

○自社の経営状況を適切に把握し、自社の製品・サービスや自社の強みも適切に把握しているか。

② 経営方針・目標と今後のプランの適切性

○経営方針・目標と今後のプランは、自社の強みと対象市場の特性を十分に踏まえているか。

③ 事業計画の有効性

○事業計画は具体的で、申請事業者にとって実現可能性が高いものとなっているか。

○事業計画は売上目標達成を目指すものとして、必要かつ有効なものか。

④ 地域への波及効果

○雇用の創出、空き物件の解消、市内業者との積極的な連携・交流、地域経済の活性化など、地域への貢献意欲や具体性が示されているか。

⑤ 積算の透明性及び適切性

○事業計画に合致した事業実施に必要なものとなっているか。

○事業費の計上・積算が正確・明確で、真に必要な金額が計上されているか。

11. 営業状況調査

補助対象期間中に本会経営指導員等による営業状況調査を行う。

12. 実績報告及び確定検査

補助事業者は原則として令和9年2月28日までに実績報告書を提出すること。市は実績報告及び実地調査に基づき交付額を確定する。

13. 補助金の支払い

補助金の支払いは、令和9年3月を目途に市において行う。

14. 併用申請

本事業は、過年度に企業立地支援事業（空き物件活用）家賃補助の交付を受けていない場合は、家賃補助と併用して申請することができる。ただし、それぞれの要件を満たす場合に限る。

1 5. 補足

この要項に定めるもののほか、必要な事項は市と協議のうえ商工会議所会頭が定める。

以上